

〈特集解題〉

今後の外国人労働者受け入れについて
どう考えるか

日本の人口動態は、少子化を伴いながら急速に高齢化と人口減少が進んでいく。生産年齢人口は30年後の2045年には約2100万人減少することが予想され、日本の働き手が減少するから積極的に外国人労働者を受け入れるべきとの声が大きくなっている。

2012年12月に発足した安倍政権の下では、専ら外国人労働者の受け入れ拡大施策が展開され、わが国の外国人労働者数は、2017年10月末で約128万人と、2012年10月末の約68万人から急激に増加し、技能実習生の数は倍近くの約26万人となっている（厚生労働省「外国人雇用状況」）。

わが国の外国人労働者政策の基本的な考え方は、専門的・技術的分野の外国人は「受け入れを積極的に推進」、それ以外の分野の労働者は原則的に受け入れないというものである。しかし実態は、留学生や技能実習生がいわゆる単純労働の担い手としても不可欠な労働力となっている。技能実習制度は、海外への技能移転という国際貢献を趣旨とするものであるが、人権侵害事案や、最賃法・労基法違反等の不適正な受け入れ事案が多発し国内外から多くの批判を浴びてきた。今般、その適正な実施と実習生の保護に向けて「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、技能実習法）が2017年11月に施行されたが、同時に大臣告示で「介護」が対象職種に追加されるなど、さらなる拡大も行われている。本特集では、技能実習法施行を契機に、外国人労働者問題を考察する。

後藤論文「労働力需給ギャップと技能実習制度の課題」では、日本の労働力需給ギャップの現状と展望を概観し、中長期的な人手不足への対応策について検討している。日本の女性労働力率を諸外国平均に上げた場合の人手不足軽減効果の推計等を示し「女性の職場進出」や「労働生産性の引き上げ」のための政策が有効に機能すれば、「介護」など一部の業種の手不足は残るものの、総量としての人手不足はさほど深刻ではないと分析する。「外国人労働者の受け入れ」については、日本が将来の人手不足に対処するために、入管法に列挙されているような高度人材のみならず、技能実習法令に掲げられているような職種の外国人労働者を受け入れていくべきか否かを国民すべてで議論し早急に結論を出す必要があるとする。

上林論文「外国人技能実習制度の第2の転換点」では、技能実習法の成立経緯と内容を中心に技能実習制度について、論じている。同制度において、2009年入管法改正により実習生に入国当初から労働者性が認められた以降も人権侵害等の不適正な状況が改善されなかった理由として、制度が法に依拠しておらず監督体

制が不十分だったことをあげ、不法行為を監督する法的権限を有する「外国人技能実習機構」の役割の重要性を指摘する。また、不適正事案の改善に関し、送り出し国との協力覚書（MOC）についても検討している。

斉藤論文「日本で働くベトナム人労働者」では、技能実習生の最大の送り出し国になっているベトナムに焦点を当て、技能実習生や出稼ぎ目的で来日する留学生の問題状況とその背景について論じている。来日に至る過程での高額な経費の支払いや違法な契約の強要など、技能実習生と留学生が直面する問題の多くが共通している。斉藤論文は、技能実習生は「国際貢献」、留学生は「留学生30万人計画」と、ともに国策としての建前のもとで迂遠な手続きと実態から乖離した制約の下で来日し、建前に由来するリスクは、彼らとその家族が負わされていることを指摘し、これ以上リスクの転嫁を続けることは許されないと主張する。

伊藤論文「多くの課題をはらむ技能実習『介護』は、技能実習法施行と同時に解禁された、「介護」への技能実習導入の背景と課題について論じている。「介護」での技能実習は、対人サービス業務における初の職種であり、国内の介護サービスの質への影響、介護労働者の処遇への影響などが懸念される。伊藤論文は、「介護」導入時において、不足する介護労働者の確保という「本音」の目的を隠すことなく政策決定が行われたことに加え、介護技能実習生がまだいないうちから、政府に日本語要件緩和の動きがあること等を指摘し、もっぱら労働力需給の調整の観点からの見直しは技能実習法の趣旨に反すること、日本語要件については介護サービスの利用者の安全と安心、介護サービスの質の確保の観点から、十分慎重な検討が行われるべきことを主張する。

4本の論文は、いずれも外国人労働者の受け入れについて考える上で、多くの示唆を与えるものである。労働需給見通しに係る詳細な分析を踏まえた受け入れの必要性、国内雇用や労働条件に及ぼす影響、使用者との交渉力が弱い労働者の一層の権利保護、生活者の視点やこれに関わる社会的コスト負担など、外国人労働者の受け入れについては、検討すべき課題が多い。政府は、単純労働を担う外国人の受け入れについて正面から論じることのないまま、特例措置による東京五輪に向けた建設・造船分野の受け入れや、国家戦略特区を活用した家事代行サービスの解禁など、なし崩し的に受け入れ拡大政策を展開しているが、総合的かつ国民的な議論を行う必要がある。

（主任研究員 金沢紀和子）